

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和４年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和４年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 61,200千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 748,307千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	62,315	30,042	32,273	61,200
介護保険事業	196,255	17,193	179,062	
後期高齢者医療保険事業	55,399	40,669	14,730	
障害者相談支援事業	6,690	0	6,690	
重度心身障害児（者）医療事業	22,781	11,390	11,391	
障害者自立支援事業	144,524	105,225	39,299	
中山間地域介護サービス事業	7,500	3,750	3,750	
訪問入浴介護事業	5,631	0	5,631	
私立保育所運営事業	206,036	159,349	46,687	
予防接種事業	17,361	1,313	16,048	
総合健診事業	15,393	795	14,598	
母子保健事業	8,422	1,469	6,953	
合 計	748,307	371,195	377,112	61,200